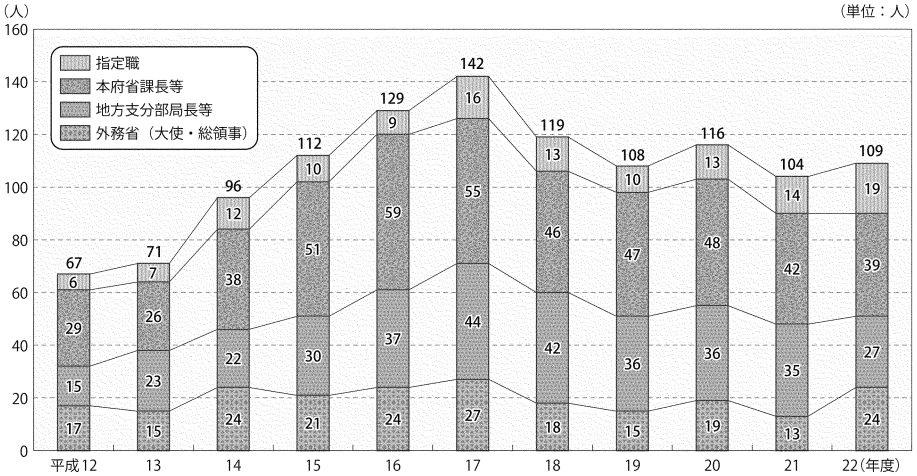
また、これまで海外勤務や海外研修の機会の少なかったⅡ種・Ⅲ種等採用職員に対して、国際化する行政に対応し得る基礎的素養の向上を図るため、短期在外研究員制度の特別枠を設定し、平成23年度は、行政研修（係長級特別課程）受講者の中から選抜した３人を海外研修に派遣した。

人事院は、毎年、各府省人事担当課長からなる「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員登用連絡協議会」を開催し、登用の実情把握や啓発に努めている。平成22年度においてⅡ種・Ⅲ種等採用職員の登用推進努力として行った新たな幹部職員（本府省課長級以上）への任用数は、指定職ポスト19人、本府省課長等39人、地方支分部局長等27人、外務省（大使・総領事）24人で、計109人であり、公務を取り巻く環境の下、ここ数年は横ばいとなっている。

図１―10　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の新たな任用状況（本府省課長級以上）



6　法科大学院への派遣

法科大学院における教育は、司法修習生の修習との有機的な連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものである。この観点に立ち、そのような実務に関する教育の実効性を確保するため、平成16年４月１日に法科大学院派遣法が施行され、裁判官及び検察官に加えて、行政実務に関する最先端の専門的な知識・経験を有する一般職の国家公務員を法科大学院に実務家教員として継続的かつ安定的に派遣する法科大学院派遣制度が設けられている。

平成23年度に法科大学院派遣制度により派遣された職員は31人（うち検察官29人）で、このうち国家公務員としての職務とともに法科大学院における教授等の業務を行う形態であるパートタイム型派遣による者が10人（同８人）、国家公務員としての職務に従事せず専ら法科大学院における教授等の業務を行う形態であるフルタイム型派遣による者が21人（同21人）となっている。

法科大学院派遣の内訳　（単位：人）

	国公立大学大学院	私立大学大学院	国公立大学大学院、私立大学大学院の双方	合計
フルタイム型派遣	2	11	8	21
パートタイム型派遣	5	3	2	10

第４節　民間人材の採用の促進

民間人材の公務における活用に関しては、①公務の活性化のための民間人材の採用、②任期を定めた職員の任用、③研究公務員の任期を定めた採用、④経験者採用システム、中途採用者選考試験、⑤官民人事交流など多様な制度によりこれを実施している。

1　公務の活性化のための民間人材の採用

規則１―24（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）によって、部内の養成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する民間の人材を円滑に採用し、公務の活性化に資するための弾力的な採用システムを設けている。

対象となるのは、⑴実務経験等により高度の専門的な知識経験を有する民間の人材を採用する場合、⑵新規の行政需要に対応するため、実務経験等により公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合、⑶公務と異なる分野における多様な経験等を通じて公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合であり、具体的には、診療情報管理士、航空整備士、飛行操縦士等をこの制度により採用している。

この制度による平成23年度の採用者数は表１－８のとおりである。

表１－８　民間人材の採用（規則１―24）に基づく採用状況

（単位：人）

府省名	採用者数等					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	累計
人事院						3
内閣官房	17					172
宮内庁			2	6	2	21
公正取引委員会	6	3	12	9	2	62
金融庁	7	20	16	9	2	218
法務省	7	10	15	2		36
公安調査庁			2	3		21
外務省	18	18	8	12	17	176
財務省	3	1	2	8	2	120
国税庁			1		1	3
文部科学省	8	4	3	2		122
厚生労働省	4	3	1			9
社会保険庁	2	42	7			59
農林水産省		5	8	6	2	28
水産庁			1			3
経済産業省	5	11	8	13	10	163
資源エネルギー庁					1	1
中小企業庁					1	1
国土交通省	3	8	22	21	15	74
環境省			1			1
独立行政法人家畜改良センター						1